

令和 7 年 7 月 2 8 日

区役所 3 階特別会議室

## 荒川区男女共同参画社会推進区民会議〔第 1 回〕

### 1 議 題

(1) 荒川区男女共同参画社会推進計画（第 6 次）の改定について

### 2 資 料

資料 1 荒川区男女共同参画社会推進計画（第 6 次）の改定について

資料 2 荒川区男女共同参画社会推進区民会議設置要綱・名簿

資料 3 荒川区男女共同参画社会推進委員会設置要綱・名簿

資料 4 計画策定の進め方

資料 5 荒川区の第 5 次計画指標の状況

資料 6 世論調査等結果の分析

資料 7 男女共同参画推進に関わる国や東京都の政策動向

資料 8 各種調査結果及び社会動向を踏まえた課題

資料 9 第 6 次男女共同参画社会推進計画の体系（案）

資料 10 荒川区男女共同参画社会推進区民会議公開及び傍聴の取扱基準

|         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 件 名     | 「荒川区男女共同参画社会推進計画（第6次）」の改定について                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| ポ イ ン ト | 今年度末で計画期間満了となる「荒川区男女共同参画社会推進計画」について、区内における現状や社会環境の変化、国や都の動向等を踏まえて改定する。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 内 容     | <p>1 改定の目的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行の荒川区男女共同参画社会推進計画（令和3年5月策定）が今年度末で計画期間満了を迎えることから、これまでの取組の成果を検証し、社会環境の変化、国・都の動向、区の現状等を踏まえて改定を行う。</li> </ul> <p>2 策定体制</p> <p>（1）荒川区男女共同参画社会推進区民会議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 前回改定時と同様に、学識経験者及び区民で構成する区民会議による検討を行う。なお、過去の改定時は策定委員会の設置要綱を制定し、改定後に廃止していたが、計画に基づく施策の推進を目的に設置している推進区民会議とメンバーが同一のため、「推進区民会議設置要綱」の所掌事項に「荒川区男女共同参画社会推進計画に関すること」を追記し、同会議体で計画策定も行う。</li> </ul> <p>（2）荒川区男女共同参画社会推進委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 庁内検討組織として副区長・各部長による「荒川区男女共同参画社会推進委員会」を設置し、下部組織として各部庶務主幹課長による幹事会を設置する。</li> </ul> <p>3 計画改定の方向性</p> <p>（1）計画体系及び施策の整理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行計画では事業が網羅的かつ各課横断的に記載されているが、各基本目標と関連性が薄いものも多いこと、進捗管理も煩雑になっていることから、関連の深いものに精査する方向とする。</li> </ul> <p>（2）区民意見の反映</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 区民会議の意見を反映するとともに、委託事業者に依頼中の男女共同参画・人権に関する調査結果（令和5・6年度荒川区政世論調査）の分析結果、令和5年度「子ども・若者総合計画策定のためのニーズ調査」等を反映する。</li> <li>・ 素案策定後、パブリックコメントを実施する。</li> </ul> <p>（3）包含する計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在包含している男女共同参画推進計画、配偶者暴力対策基本計画、女性活躍推進計画に加え、令和6年4月施行「困難な問題を抱える女性への支援法」第8条第3項に基づく区市町村の計画として困難女性支援基本計画を包含する。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>法第8条3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。</p> </div> |

4 今後の予定

7月9日 第1回荒川区男女共同参画社会推進委員会（4回程度開催予定）

7月28日 第1回荒川区男女共同参画社会推進区民会議（3回程度開催）

10月 計画（素案）の策定

11月 総務企画委員会（素案・パブリックコメント実施の報告）

12月 パブリックコメントの実施

（令和8年）

2月 総務企画委員会（パブリックコメント結果・指針案の報告）

3月 計画改定

## 荒川区男女共同参画社会推進区民会議設置要綱

平成23年11月1日制定  
23 荒区文第735号  
(副 区 長 決 定)  
平成26年4月1日一部改正  
平成28年4月1日一部改正  
平成28年12月1日一部改正  
令和4年9月22日一部改正  
令和7年5月8日一部改正

## (設置目的)

第1条 荒川区男女共同参画社会推進計画に基づく施策を推進し、男女共同参画の一層の充実を図るため、荒川区男女共同参画社会推進区民会議（以下「会議」という。）を設置する。

2 会議は、前項に掲げる目的のほか、荒川区における女性の活躍の推進に関する取組を効果的かつ円滑に推進するとともに、女性の活躍を地域ぐるみで応援するため、事業主団体等と行政が連携し、女性の活躍推進を図る協議の場の役割を担うものとする。

## (協議会)

第2条 会議は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年9月4日法律第64号）第27条第1項に基づく協議会と位置づけるものとする。

## (所掌事項)

第3条 会議は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 荒川区男女共同参画社会推進計画に関すること。
- (2) 荒川区における男女共同参画社会推進施策への提言
- (3) 荒川区における女性の活躍推進に関すること。
- (4) その他、区長が必要と認める事項

## (組織)

第4条 会議は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体代表者等

## (任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

## (会長及び副会長)

第6条 会議に会長及び副会長を各1人置く。

2 会長は、第4条第1号に掲げる学識経験者である者とする。

3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

4 会長は、会議を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (招集)

第7条 会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第8条 会議は公開とする。ただし、公開することにより著しい支障を及ぼす恐れがある等、相当な理由があると会長が認めるときは、これを非公開とすることができる。

- 2 傍聴者の定員は5名とし、これを超える傍聴の申し出があった場合には、抽選により傍聴人を定める。

- 3 会長は、会議の公開にあたり、会議の円滑かつ静穏な進行を確保するため、傍聴者に必要な制限を課すことができる。

(庶務)

第9条 会議の庶務は、総務企画部総務企画課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年12月1日から施行する。

## 荒川区男女共同参画社会推進区民会議委員名簿

|                |                              |
|----------------|------------------------------|
| 学識経験者          | 権丈 英子 （亜細亜大学理事・経済学部長）        |
| 委員<br>( 1 4 名) | 椎葉 誠 （連合荒川地区協議会 事務局長）        |
|                | 太田 文子 （荒川区女性団体の会 副会長）        |
|                | 近藤 仁 （東京商工会議所荒川支部 事務局長）      |
|                | 滝沢 聖一 （アサヒ産業株式会社 取締役 総務部 部長） |
|                | 笹 直美 （マザーズハローワーク日暮里 室長） ※新任  |
|                | 高田 忠則 （荒川区体育協会 会長）           |
|                | 榊 真理子 （人権擁護委員）               |
|                | 松熊 貴代 （人権擁護委員、主任児童委員）        |
|                | 飯田 紗織 （東京青年会議所荒川区委員会 委員）     |
|                | 上羽 明子 （中学校 P T A 連合会会長） ※新任  |
|                | 中田 宏美 （社会福祉協議会地域連携推進課長） ※新任  |
|                | 小林 直彦 （荒川区副区長） ※新任           |
|                | 小堀 明美 （総務企画部長） ※新任           |
|                | 古瀬 秀幸 （管理部長）                 |

## 荒川区男女共同参画社会推進委員会設置要綱

平成 13 年 7 月 17 日制定

( 1 3 地文推発第 1 9 号 )

( 助 役 決 定 )

平成 1 8 年 3 月 3 0 日一部改正

平成 2 6 年 4 月 1 日一部改正

平成 2 7 年 6 月 2 日一部改正

平成 2 8 年 4 月 1 日一部改正

令和 2 年 8 月 2 0 日一部改正

## (設置)

第 1 条 荒川区男女共同参画社会推進計画を実効性あるものとするために、荒川区における男女共同参画社会の形成に関する施策を総合的に調整し、かつ、計画的に推進することを目的として、荒川区男女共同参画社会推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 男女共同参画社会推進計画に係る施策の推進及び調整に関すること。
- (2) その他男女共同参画社会の形成に関する事項で委員会が必要と認めること。

## (組織)

第 3 条 委員会は、別表第 1 に掲げる者をもって組織する。

## (委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置き、副区長の職にある者をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

## (招集)

第 5 条 委員会は、委員長が招集する。

## (幹事会)

第 6 条 第 2 条に掲げる所掌事項を調査し、及び検討するため、委員会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表第 2 に掲げる者をもって組織する。
- 3 幹事会に幹事長を置き、総務企画課長の職にある者をもって充てる。
- 4 幹事長は幹事会を招集し、幹事会の議事を整理する。
- 5 幹事長に事故があるときは、幹事長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

## (関係職員の出席)

第 7 条 委員長は、必要があると認めるときは、別表第 1 に掲げる職員以外の者を委員会へ出席させることができる。

- 2 幹事長は、必要があると認めるときは、別表第 2 に掲げる職員以外の者を委員会へ出席させる

ことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務企画部総務企画課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営についての必要な事項は、委員長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成13年7月20日から施行する。

2 荒川区男女共同参画社会推進計画策定委員会設置要綱(平成12年1月31日付、荒地文推発第57号)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

#### 別表第1 (第3条関係)

荒川区男女共同参画社会推進委員会

副区長

総務企画部長

区政広報部長

管理部長

区民生活部長

地域文化スポーツ部長

産業経済部長

環境清掃部長

福祉部長

健康部長

子ども家庭部

防災都市づくり部

教育委員会事務局教育部長

#### 別表第2 (第6条関係)

荒川区男女共同参画社会推進委員会幹事会

総務企画部総務企画課長

区政広報部秘書課長

管理部経理課長

区民生活部区民課長

地域文化スポーツ部文化交流推進課長

産業経済部産業振興課長

環境清掃部環境課長

福祉部福祉推進課長

健康部生活衛生課長

子ども家庭部子育て支援課長

防災都市づくり部都市計画課長

教育委員会事務局教育総務課長



## 荒川区男女共同参画社会推進委員会 構成員

次に掲げる者をもって構成する。

|                   |              |
|-------------------|--------------|
| 推進委員<br>( 1 3 名 ) | 副区長          |
|                   | 総務企画部長       |
|                   | 区政広報部長       |
|                   | 管理部長         |
|                   | 区民生活部長       |
|                   | 地域文化スポーツ部長   |
|                   | 産業経済部長       |
|                   | 環境清掃部長       |
|                   | 福祉部長         |
|                   | 健康部長         |
|                   | 子ども家庭部長      |
|                   | 防災都市づくり部長    |
|                   | 教育委員会事務局教育部長 |

# 計画改定の進め方

## 事務局

- (1) 実態調査の実施  
※6年度世論調査参照  
※5年度子ども・若者総合計画策定のための  
ニーズ調査参照
- (2) 検討資料の作成  
①基礎資料（法、他区状況等）  
②関係施策の抽出・整理、体系化  
③新規施策（案）の検討

提示

荒川区男女共同参画社会推進区民会議

荒川区男女共同参画社会  
推進委員会

報告

施策検討

幹事会

報告

計画（素案）作成

意見

区議会（委員会）

パブリックコメント

意見反映

報告

計画（案）作成

意見

区議会（委員会）

計画策定

# 荒川区男女共同参画社会推進計画（第6次） 骨子案

## 1. 荒川区の第5次計画指標の状況

荒川区男女共同参画社会推進計画（第6次）の策定にあたり、現行の荒川区男女共同参画社会推進計画（第5次）の達成状況を指標で振り返ります。

| No                            | 指標                                                                                  | 計画策定時            | 現状値          | 目標値               |
|-------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|------------------|--------------|-------------------|
| 基本目標1 人権の尊重と多様な生き方を認め合う意識を高める |                                                                                     |                  |              |                   |
| 1                             | 人権意識                                                                                | 80.9%<br>(令和元年度) | ※今年度<br>調査予定 | 100.0%<br>(令和7年度) |
|                               | ※区政世論調査における人権に関する調査項目。「十分守られている・十分ではないが守られている」と回答する割合                               |                  |              |                   |
| 2                             | 男女の地位の平等意識（社会全体）                                                                    | 18.0%<br>(令和元年度) | 17.2%        | 30.0%<br>(令和7年度)  |
|                               | 男女の地位の平等意識（学校教育）                                                                    | 55.3%<br>(令和元年度) | 61.6%        | 60.0%<br>(令和7年度)  |
|                               | ※区政世論調査における男女の地位の平等に関する調査項目。「平等になっている」と回答する割合                                       |                  |              |                   |
| 基本目標2 あらゆる分野において男女共同参画を推進する   |                                                                                     |                  |              |                   |
| 1                             | 女性委員のいる審議会等の割合                                                                      | 84.4%<br>(令和元年度) | 91.6%        | 100.0%<br>(令和7年度) |
|                               | 審議会等における女性委員数の割合                                                                    | 21.0%<br>(令和元年度) | 25.8%        | 30.0%<br>(令和7年度)  |
|                               | ※地方自治法（第202条の3）に定める附属機関や地方自治法（第180条の5）に定める行政委員会等に女性委員が所属している割合及び女性委員の割合             |                  |              |                   |
| 2                             | 地域活動・行事の参加割合                                                                        | 38.3%<br>(令和元年度) | 31.4%        | 50.0%<br>(令和7年度)  |
|                               | ※区政世論調査における地域活動・行事に関する調査項目。「いつも参加している・時々参加している」と回答する人の割合                            |                  |              |                   |
| 3                             | 健康的な生活を送ることができていると感じている人の割合                                                         | 44.1%<br>(令和元年度) | 45.6%        | 50.0%<br>(令和7年度)  |
|                               | ※GAH調査における、健康の実感に関する調査項目。5段階評価で健康的な生活を実感している上位2段階（選択肢5・4）を選択する人の割合                  |                  |              |                   |
| 4                             | 区職員の管理監督者における女性の割合                                                                  | 33.3%<br>(令和元年度) | 32.8%        | 35.0%<br>(令和7年度)  |
| 基本目標3 全ての人のワーク・ライフ・バランスを推進する  |                                                                                     |                  |              |                   |
| 1                             | ワーク・ライフ・バランスが取れていると感じている人の割合                                                        | 28.7%<br>(令和元年度) | 28.5%        | 30.0%<br>(令和7年度)  |
|                               | ※GAH調査におけるワーク・ライフ・バランスに関する調査項目。5段階評価で仕事と生活とのバランスが取れていると感じている上位2段階（選択肢5・4）を選択する人の割合  |                  |              |                   |
| 2                             | 自分が望む子育てができている環境にあると感じている人の割合                                                       | 45.7%<br>(令和元年度) | 43.0%        | 50.0%<br>(令和7年度)  |
|                               | ※GAH調査における自分が望む子育て環境の実感に関する調査項目。5段階評価で自分が望む子育てができる環境があると感じている上位2段階（選択肢5・4）を選択する人の割合 |                  |              |                   |
| 3                             | 保育所待機児童数                                                                            | 28人<br>(令和2年度)   | 33人          | 0人<br>(令和7年度)     |
| 4                             | 健康的な生活を送ることができていると感じている人の割合<br>【再掲】                                                 | 44.1%<br>(令和元年度) | 45.6%        | 50.0%<br>(令和7年度)  |
| 5                             | 地域活動・行事の参加割合 【再掲】                                                                   | 38.3%<br>(令和元年度) | 31.4%        | 50.0%<br>(令和7年度)  |

## 2. 世論調査等結果の分析

第5次計画の指標を含め、区民の意識やニーズを把握するため、男女共同参画に関する調査結果の概要を、第5次計画の基本目標の体系に沿ってまとめました。

### 【男女共同参画に関する調査結果】

- 第49回荒川区政世論調査結果（令和6年度）（以下、世論調査）
- 令和6年度荒川区民総幸福度（GAH）（以下、GAH調査）
- 荒川区子ども・若者総合計画策定のためのニーズ調査（令和6年度）（以下、子ども・若者調査）

### 基本目標1 人権の尊重と多様な生き方を認め合う意識を高める

|   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|---|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 世論調査によると、社会全体で男女の地位が「男性優遇」計 67.6%、「平等」17.2%と認識されています。分野別に見ると、「家庭生活」では「男性優遇」計 46.1%、「平等」34.9%、「職場」では「男性優遇」計 55.4%、「平等」25.8%であり、依然として男性優遇の意識が残っています。特に「政治の場」では「男性優遇」計が 81.6%と高い結果でした。「家庭」、「職場」、「政治の場」、「しきたりや慣習」、「社会全体」の分野で、荒川区民は国や東京都と比較して、男性優遇の度合いは低いと捉えている傾向があります。一方で、「学校」を「平等」と認識する割合は、国や東京都と比較してやや低いものの、依然として最も平等感が高い分野です。【問 17】                                                                                                |
| 2 | 世論調査によると、性的マイノリティに対する地域社会の理解について、荒川区民の 47.6%がこの数年間で「進んだ」と感じている一方、「進んでいない」とも 21.9%存在します。【問 22】<br>性的マイノリティの人権を尊重するための取組としては、「学校や職場における理解の促進」（49.6%）、「当事者の多様な性の悩みや疑問を同じ悩みを持つ方などと気楽に話せる場の充実」（35.7%）、「当事者に関する理解を深めるための啓発・広報活動の推進」（34.4%）が重要とされています。【問 23】                                                                                                                                                                             |
| 3 | 世論調査によると、配偶者や交際相手等からの行為について、「どんな場合でも暴力にあたると思う」との回答は、「身体を傷つける可能性のある物でなぐる」（88.9%）、「刃物などを突きつけて、おどす」（88.6%）で特に高くなっています。一方で、「大声でどなる」も 51.9%が「どんな場合でも暴力」と認識しています。「大声でどなる」、「交友関係や行き先、電話・メールなどを細かく監視する」、「何を言っても長時間無視し続ける」、「生活費を十分に渡さない」について、令和2年の東京都の同様の調査と比較すると、より広範な行為を「どんな場合でも暴力」と捉える傾向があります。【問 20】<br>暴力防止や被害者支援のための取組としては、「身近な間柄であっても暴力は人権侵害である」という意識啓発（65.1%）、「家庭・学校における子どもの頃からの教育」（60.5%）、「相談窓口・相談機関の周知・PR」（43.9%）が求められています。【問 21】 |
| 4 | GAH 調査によると、区民が「不幸・不安だと感じる事」として、「仕事・経済状況」が 37.4%、「身体の健康・医療介護」が 29.9%、「安全安心・平和」が 22.9%と上位に挙げられています。これは性別を問わない結果ですが、困難を抱える背景として考慮すべき点です。【問 16】                                                                                                                                                                                                                                                                                       |

### 基本目標2 あらゆる分野において男女共同参画を推進する

|   |                                                                                                                                       |
|---|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 政治の場における男女の地位は、「男性優遇」計が 81.6%と依然として高い認識です。【問 17】                                                                                      |
| 2 | 地域活動の場における男女の地位は、「男性優遇」計 36.8%に対し、「平等」が 43.4%と、他の分野に比べて平等との認識が比較的高いです。【問 17】<br>地域活動・行事の参加割合は、31.4%と地域活動への参加が一部に留まっている状況がうかがえます。【問 5】 |

|   |                                                                                                                                                                                                                                                    |
|---|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2 | GAH 調査では、「お住まいの地域の方と交流することで充実感が得られていると感じますか？」との問いに「感じる」計は 18.5%に留まり、「感じない」計が 39.7%と上回りました。【問 9（4）】<br>「お住まいの地域に頼れる人がいると感じますか？」では「感じる」計は 19.5%、「感じない」計は 44.1%でした。【問 9（5）】                                                                           |
| 3 | GAH 調査によると、災害に対する個人の備えについて「安心感がある」計は 13.4%に留まり、「安心感がない」計が 45.4%と大きく上回っています。【問 11（4）】また、「災害時に近隣の人と助け合う関係があると感じますか？」という問いには「感じる」計 15.6%に対し、「感じない」計が 47.2%【問 11（5）】、「お住まいの地域は災害に強いと感じますか？」では「感じる」計 11.9%に対し、「感じない」計が 55.1%【問 11（6）】と、防災面での不安感がうかがえます。 |
| 4 | GAH 調査では、「心身ともに健康的な生活を送ることができていると感じますか？」との問いに「感じる」計が 45.6%でした。【問 1（9）】                                                                                                                                                                             |

### 基本目標3 全ての人のワーク・ライフ・バランスを推進する

|   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|---|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 世論調査によると、仕事、家庭生活、個人の時間の理想の優先度について、「すべての調和を図りたい」(45.4%)、「個人の時間を優先したい」(25.4%)を上位に挙げています。しかし現実には、「仕事を優先している」(32.7%)が多く、「すべての調和が取れている」は 12.7%に留まります。【問 19】<br>GAH 調査でも「仕事と生活とのバランスが取れていると感じますか？」という問いに「感じる」計は 28.5%でした。【問 5（2）】また、産業分野において、幸せにとって特に重要だと思うこととして、第2位に「仕事と生活とのバランスが取れていること」が 44.9%と最も高く挙げられています。【問 6】                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 2 | 世論調査によると、家庭内での家事（炊事・洗濯・掃除など）の主な担当者について、「主に自分」と回答したのは全体で 47.9%ですが、性別で見ると男性 26.3%、女性 64.2%と大きな偏りがあります。子育て（18歳未満の子を持つ人）に関しても、「主に自分」と回答したのは全体で 21.8%（男性 6.2%、女性 33.5%）でした。【問 18】また、今後、区に力を入れてほしい事業として、「幼児・児童の子育て支援の充実」は、26 項目中 6 位の 17.3%となっています。【問 26】<br>GAH 調査によると、お住まいの地域における子育て・教育に関する事業・サービス・施設などの充実について、「思う」計は 52.0%と「思わない」計の 12.2%を上回っています。【問 3（5）】また、同様に地域の子育てへの理解・協力や望む子育てができる環境の充実についても「感じない」計が約 1 割に対し、「感じる」計約 4 割となっています。【問 3（6）（7）】<br>子ども・若者調査によると、子育てを主に行っている人について、未就学児・就学児世帯ともに、過半数が「父母ともに」と回答し、共同での育児意識が示されました。しかし、「母親」が単独で主たる育児者である割合も約 3 割と高く、一方で「父親」単独は 2%未満と極めて少なくなっています。【未就学児世帯/就学時世帯 問 8】また、出産を機に離職した母親のうち、47.0%は、職場の両立支援制度や保育サービスが充実していれば就労を継続できたと考えており、支援環境の重要性が示唆されています。【未就学児世帯 問 14-1】 |
| 3 | 世論調査によると、職場における男女の地位は、「男性優遇」計 56.1%、「平等」26.2%と認識されています。【問 17】<br>子ども・若者調査によると、父親の育児休業取得は、母親と比較して率も期間も著しく低い状況です。【問 27】主な理由として「仕事の多忙さ」や「職場の雰囲気」が挙げられており、男性の育児参加を阻む職場環境や固定的な意識が根強いことがうかがえます。【問 27-2】                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 4 | 世論調査によると、今後、区に力を入れてほしい事業として、「就労支援の充実」は、26 項目中 16 位の 7.4%となっています。【問 26】                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |

### 3. 男女共同参画推進に関わる国や東京都の政策動向

近年大きく進展している国や東京都の関連法制度や政策動向をまとめました。

#### (1) 多様性と包摂（インクルージョン）の深化

- こども基本法：令和5年4月1日施行
- 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT 理解増進法）：令和5年6月23日施行
- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法）改正：令和6年4月1日施行
- 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）：令和6年4月1日施行
- 障害者差別解消法（改正）：令和6年4月1日施行

- ・ 施行された法制度は、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指す重要な基盤。
- ・ 配偶者暴力防止法の改正により、支援措置や保護命令の拡充など、被害者の安全確保と自立支援の強化が図られた。
- ・ 性別・年齢・国籍・障害の有無・性的指向・性自認などの多様性を尊重する視点を明示し、具体的施策に反映することが必要。
- ・ 差別や偏見解消に向けた啓発、相談体制の整備、政策参加の場の確保が必要。

#### (2) ジェンダー平等教育・啓発の強化

- 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT 理解増進法）：令和5年6月23日施行

- ・ 法制度（SOGI 理解増進法、東京都カスハラ防止条例など）は無意識の差別やハラスメントへの対応を強化。
- ・ デジタル社会での誹謗中傷などの課題への対策が必要。
- ・ 学校、地域、企業など多様な場で、継続的な啓発を推進。
- ・ 若年層には SNS・動画などを活用した共感型の情報発信が有効。

#### (3) 地域防災・災害対応におけるジェンダー配慮

- ・ 災害時の避難所・支援現場では性別や立場への配慮が不可欠。
- ・ 女性や多様な立場の人の視点を反映した防災マニュアルづくり、訓練参加の仕組みを整備する必要あり。
- ・ 災害弱者も含め、誰もが安心して避難できる体制を構築する。

#### (4) 地域経済活性化と女性活躍の両立支援

- 女性活躍推進法：令和8年3月末までの時限立法だったが、未だその役割を終えたといえる状況にはないため、10年間の延長と見直しを行い、更なる取組を進める方針が示された（令和6年12月26日労働政策審議会雇用環境・均等分科会報告）。
- 東京都カスタマー・ハラスメント防止条例：令和7年4月1日施行

- ・ 育児・介護休業法や次世代育成支援対策推進法の改正により、多様な人材の継続就労が促進される。
- ・ 女性の再就労、非正規雇用の改善、起業支援等を通じて、経済的自立を後押し。
- ・ 男性の家庭参画も含め、性別にかかわらず多様な働き方を尊重する社会の実現が必要。



## (5) 自治体組織としてのジェンダー主流化

- 東京都の「困難な問題を抱える女性への支援のための基本計画」などを受け、ジェンダーの視点を政策立案・実施の全段階に組み込む「ジェンダー主流化」が重要。
- 職員研修、女性の意思決定層への登用、統計に基づく「見える化」などの体制整備が必要。
- 庁内全体での取組推進組織の設置、PDCA サイクルの確立、外部との連携による政策の実効性向上が求められる。

### 国：第6次男女共同参画基本計画の策定状況（令和6年12月時点）

令和7年度末で終了する第5次計画を踏まえ、令和6年12月13日に内閣総理大臣からの諮問を受けて策定作業を開始。男女共同参画会議の下に「第6次基本計画策定専門調査会」が新設され、第5次計画のフォローアップを実施しながら、次期計画の方向性を議論。令和7年度中に素案の公表や意見募集を経て、12月に閣議決定される予定。

### 東京都：男女平等参画推進総合計画等の策定状況（令和7年4月時点）

東京都の現行計画（第4次計画）は令和4年度から8年度までの5か年計画であり、令和8年度末で終了予定。これに向け、令和7年度に男女平等参画審議会を設置し、「改定にあたっての基本的考え方」を諮問、令和8年度中に答申を踏まえた次期計画の改定を実施する予定。改定計画では、「2050 東京戦略」や2035年（令和17年）を見据えたビジョンと政策方向性に基づき、固定的性別役割意識の解消、経済分野での女性活躍促進、ライフステージ全体を通じた力の発揮を重点に置く方針。

## 4. 各種調査結果及び社会動向を踏まえた課題

各種調査結果や国・東京都の関連法制度・政策動向等を踏まえ、現行の基本目標ごとの課題をまとめました。

### 基本目標 I

- ・ 国の法整備などにより、多様性と包摂の深化が求められている。
- ・ 区の第5次計画において「男女の地位の平等意識（社会全体）」の目標達成が継続的な課題となっている。
- ・ 世論調査で、依然として男性優遇の意識が存在し、性的マイノリティへの理解促進への要望がある。
- ・ 世論調査で、地域活動への参加率向上が課題となっており、多様な人々が参画し協働できる地域づくりが求められる。

### 基本目標 II

- ・ 世論調査で、身近な間柄での暴力やハラスメントの根絶を求める強い要望がある。
- ・ 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づき、支援体制の強化が必要である。

### 基本目標 III

- ・ 女性活躍推進法の延長・見直しや、育児・介護休業法等の改正により、多様な人材の継続就労促進が求められている。
- ・ 世論調査や GAH 調査で、ワーク・ライフ・バランスの実現への強い希望に対し、現状では仕事優先の傾向があり、男女間の家事・育児負担の偏りが見られる。ワーク・ライフ・バランスの実感や、望む子育てができる環境の実感の向上が課題である。
- ・ 保育・介護サービスの充実や再就職支援など、行政への具体的な要望が多い。
- ・ ライフステージに応じた健康支援の継続的なニーズがある。
- ・ 災害時におけるジェンダーへの配慮や、多様な視点を取り入れた防災対策の必要性が高まっている。

### 計画推進のための体制を整備する

- ・ 第5次計画の指標において、審議会等における女性委員の割合向上が課題である。
- ・ 政治分野などで「男性優遇」との認識が依然として高く、政策決定の場への女性登用が求められている。
- ・ 計画の実効性を高めるために、男女平等推進センターの機能充実、区民参画と協働の推進、区職員の意識改革と組織づくりが必要である。



基本理念：誰もが自分らしく生きることができる社会の実現

基本理念を実現するための基本目標と施策の方向性

基本目標1 人権の尊重と多様な生き方を認め合う意識を高める

- 1 人権尊重・男女平等教育の推進
- 2 多様性を認め合う視点での広報・啓発・支援の推進
- 3 あらゆる暴力の防止に向けた取組の推進 配偶者等暴力及び被害者支援計画

基本目標2 あらゆる分野において男女共同参画を推進する

- 1 区の政策・方針決定過程への女性の参画拡大
- 2 地域を活性化させる活動の促進
- 3 危機管理対策における男女共同参画の推進
- 4 生涯にわたる男女の健康づくり支援

基本目標3 全ての人のワーク・ライフ・バランスを推進する 女性活躍推進法に基づく市町村推進計画

- 1 ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発
- 2 家庭におけるワーク・ライフ・バランスの推進
- 3 働く場におけるワーク・ライフ・バランスの推進
- 4 切れ目のない就労支援
- 5 地域におけるワーク・ライフ・バランスの推進

基本目標4 計画推進のための体制を整備する

- 1 男女平等推進センター（アクト21）の機能の充実
- 2 区民参画による推進
- 3 男女共同参画社会形成への区職員の意識づくり

基本理念：全ての人が自分らしく生きることができる 誰ひとり取り残されないジェンダー平等社会の実現

基本理念を実現するための基本目標と施策の方向性

基本目標Ⅰ 人権の尊重と多様な生き方を認め合う意識を高める

1 人権尊重・ジェンダー平等の意識づくり

- (1) 人権尊重意識の醸成
- (2) 子どもの権利擁護・男女平等教育の推進
- (3) あらゆる機会を活用した広報
- (4) 教職員等の研修の充実

2 多様性の理解促進と地域における協働の促進

- (1) 地域活動における男女の活躍の場の拡大
- (2) 地域・社会活動団体との連携の強化
- (3) 男女共同参画の学習機会の提供
- (4) 多様な生き方への理解促進と相談体制の充実

基本目標Ⅱ 暴力の根絶・困難を抱える女性への支援体制を整備する 配偶者等暴力及び被害者支援計画  
困難な問題を抱える女性支援基本計画

1 暴力・ハラスメントの根絶と支援体制の充実

- (1) 配偶者等からの暴力の防止と被害者支援
- (2) 暴力被害等に関する相談体制の充実
- (3) ハラスメントの防止

新2 生きづらさや困難を抱えた女性への支援体制整備

- (1) ひとり親家庭への支援
- (2) 困難を抱えた女性への相談体制の充実

基本目標Ⅲ 生活と社会活動の調和を図る 女性活躍推進法に基づく市町村推進計画

1 ワーク・ライフ・バランスの意識醸成

- (1) ワーク・ライフ・バランスの普及啓発のための仕組みづくり
- (2) 地域・社会活動への参画に向けた意識づくり

2 家庭における役割分担の見直し

- (1) 家庭生活における男女平等意識の推進
- (2) 多様な子育て支援

3 誰もが働きやすい環境づくり

- (1) 多様で柔軟な働き方の推進
- (2) 女性の活躍推進に向けた取組の支援
- (3) 事業主団体等との連携強化
- (4) 就労に関する情報提供及び支援
- (5) 就労に関する相談体制の充実
- (3) 起業・開業の支援

4 ライフステージに応じた健康づくり

- (1) 健康づくりに関する情報提供
- (2) こころや身体についての相談の実施
- (3) 生涯を通じた健康づくりの推進
- (4) 妊娠・出産・子育てに関わる支援

5 様々な人に配慮した防災対策の促進

- (1) 多様な視点を入れた危機管理対策
- (2) 多様なニーズに応じた災害時・緊急時の支援
- (3) 災害時・緊急時における相談・支援体制の整備

計画推進のための体制を整備する

1 区の政策・方針決定過程への女性の参画拡大

- (1) 区の組織全体における男女共同参画の取組の推進
- (2) 審議会等への女性参画の促進
- (3) 区職員に向けたハラスメント防止のための取組の推進
- (4) 区民意見の反映機会の充実
- (5) 区職員の意識形成及び管理監督者への女性の参画の推進

2 男女平等推進センター（アクト21）を中心とした全庁的な連携強化

- (1) 情報の発信と学習機会の提供
- (2) 相談事業の充実
- (3) 区民参画による自主的な事業の推進
- (4) 人権推進の視点を踏まえた全庁的な連携の強化
- (5) 区民参画による推進体制の整備

※第5次計画からの変更箇所は文字背景を濃くしています。

## 荒川区男女共同参画社会推進区民会議公開及び傍聴の取扱基準

### (趣旨)

第1 この基準は、荒川区男女共同参画社会推進計画の推進に資するため、荒川区男女共同参画社会推進区民会議設置要綱（23荒区文第735号）に基づき、荒川区男女共同参画社会推進区民会議（以下、「区民会議」という。）の会議の公開及び傍聴について定めるものとする。

### (会議の公開)

第2 区民会議の会議は公開とする。

### (会議の非公開)

第3 次の各号の一に該当するときは、区民会議の会議を非公開とすることができる。

- (1) 会議において取り扱う情報が、荒川区情報公開条例（昭和63年条例第34号）第10条各号に該当するとき。
- (2) 会議を公開することにより公正又は円滑な審議が著しく阻害されるおそれがあると認められるとき。

2 非公開の決定は、前項の規定に該当すると認められ、会議の全部又は一部を非公開とすることについて委員会が決定したときは、非公開とすることができる。

3 区民会議は、前項の決定があったときは会議の途中であっても議事を中断し、非公開としたうえで会議を継続するものとする。

### (傍聴者の員数)

第4 傍聴者の員数は、原則として5人以内とする。

### (傍聴者の決定)

第5 傍聴者の決定は、以下の内容で実施する。

- (1) 傍聴者の決定においては、区内居住者、利害関係人を優先することはない。
- (2) 傍聴希望者が傍聴者の定員に満たない場合は、傍聴希望者全員を傍聴者として決定する。
- (3) 傍聴希望者が傍聴者の定員を超えた場合は、抽選で傍聴者を決定する。

### (傍聴者の受付)

第6 傍聴希望者の受付は、以下による。

- (1) 受付時間は、会議開始予定時刻10分前までとする。
- (2) 受付簿を備え、傍聴希望者の住所、氏名及び連絡先電話番号を記載する。
- (3) 受付した傍聴希望者に、「荒川区男女共同参画社会推進区民会議の傍聴に関するお願い」を配付する。
- (4) 第5(3)による抽選は、受付時間終了後、受付を済ませた傍聴希望者によるくじ引きとする。
- (5) 傍聴者に傍聴券を配付する。
- (6) 傍聴券は、傍聴者に住所及び氏名を記入させ、これを所持させる。
- (7) 傍聴券を他人に譲渡することは認めない。

### (傍聴者の入退場)

第7 傍聴者の入退場は、以下のとおりとする。

- (1) 傍聴者は、係員に傍聴券を提示し、会場に入場する。
- (2) 傍聴者は、係員が指定した傍聴席に着席する。
- (3) 傍聴者は、会場から退場する場合には傍聴券を係員に返却する。
- (4) 傍聴者の会場への再入場は、トイレを除いて認めない。

(遵守事項)

第8 傍聴者の遵守事項については、以下のとおりとする。

- (1) 会議開催中は、傍聴席において静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
  - (2) 騒ぎ立てる等審議を妨害しないこと。
  - (3) 会場において、飲食又は喫煙しないこと。
  - (4) 銃器、棒その他他人に危害を加え又は迷惑を及ぼすおそれのある物（張り紙、ビラ、ブラカード、旗、のぼり、垂れ幕、かき類等）を携帯しないこと。
  - (5) はち巻、腕章（報道関係者が着用する腕章は除く）、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用又は携帯はしないこと。
  - (6) 会場における写真撮影、録画及び録音はしないこと。ただし、事前に会長の許可を受けた場合は除く。
  - (7) 会場内で拡声器、携帯電話等の無線機器を使用しないこと。
  - (8) みだりに席を離れないこと。
  - (9) その他、会場の秩序を乱し審議の支障となる行為をしないこと。
- 2 傍聴者が遵守すべき事項に反する行為をしていると認められるときは、これを制止し、その制止に従わないときは当該傍聴者を退場させることができる。
- 3 会議の途中であっても委員会が非公開の決定を行った際には、速やかに退場しなければならない。

(報道関係者)

第9 報道関係者の傍聴は、以下のとおりとする。

- (1) 報道関係者は、公開の会議を傍聴することができるものとする。
- (2) 報道関係者に、傍聴証を交付する。
- (3) 報道関係者は常に傍聴証を所持し、会場への入退場に際しては、傍聴証を係員に提示するものとする。
- (4) 報道関係者の傍聴席は、係員が指定した席とする。
- (5) 報道関係者が遵守する事項は、傍聴者の遵守事項に準じるものとする。

(開催の事前公表)

第10 区民会議の開催は、公開、非公開にかかわらず、会議名、日時、場所その他必要な事項を事前に公表するものとする。

(会議録の公開)

第11 区民会議の会議録は、荒川区情報公開条例に基づきその要旨を公開する。ただし、次の各号の一に該当するときはその全部又は一部を非公開とする。

- (1) 第3により会議を非公開とした部分の情報。
- (2) 個人に関する情報で、特定の個人が識別され得る情報。